

----- 工場/企業/官庁/会社の

雇用に関する同意契約

			国	/こ	位置する	,	
		(工場/企業	業/官庁/会	社) から (履	星用主/	管理人)氏名	
及び				に存在 [、]	する、氏	名	
父親の氏名			、年齢 -		歳	(国民登録書都	番号/国民/
パスポート/	/労働者の	身分証明書	番号)		-、学歴		
専門分野 -			である	労働者は、	次に記	述するとおり、	雇用に関す
る同意契約を	<u></u>	年	£	月		目	
 場所に、両者	音の同意で	著名し締結	ぎする。				
1. 職業類							
(a)	職業類						
(b)	地位/職						
2. 賃金							
日給							
一括							
月給							
支払日							
3. 職場の位	置	国			J	州/地区/県	

1
ASI
/ 01

町 -----(区域/ 区/村)

4	契約期	謂
т.	フェルコカロ	BI

-試用期間 ----- 月

-契約期間 ------ 年 ------ 月

-延長期間 ------ 年 ------ 月

-雇用主及び労働者の両者の同意で契約期間を延長できる。

5. 労働時間

一般の労働時間を1日に(8)時間と法律により定める。シフトで行う場合、1日で2シフト又は3シフトで行うこと。一週間で6日と定める。------

6. 休日、休業及び休暇

休業及び休暇は、現行法律の規定に従うこと。

- (a) 休日
 - 一週間に休日(1)日を定め、労働者に有給で休日を与えること。
- (b) 休業

祝日及び国際労働者に関する休日は、国家が定めるとおりとする。

- (c) 休暇
 - (1) 緊急休暇

有給で、1年に(6)日

(2) 仕事曆休暇

仕事暦が(12)ヶ月あり、毎月最低勤務日が(20)日間ある場合、平均賃金/給 与で(10)日

(3) 治療休暇

有給で、1年に(30)日

(4) 出產休暇



社会福祉法に当てはまる者である場合、社会福祉法に従って受ける権利がある。

社会福祉法に当てはまらない者である場合、出産前(6)週間及び出産後(6)週間を有給休暇で受けられる。

7. 残業期間

- (b) 残業賃金/給与は、通常賃金/給与の ----- 倍、支払わなければならない。
- (c) 休日/休業に、雇用主は(事業性により)、業務を行わせる場合、通常の給料の -----倍、支払わなければならない。
- 8. 仕事中の食事の手配

雇用主は(朝/昼/晩/残業前の菓子代)を手配する。

- 9. 住宅の手配
 - (a) 雇用主が手配する
 - (b) 労働者が自ら手配する
- 10. 治療
- (a) 雇用主は次の選択で治療する。
 - (1) 職場における傷害
 - (2) 職場における病気
 - (3) 一般の病気
- (b) 社会福祉法と関わるので、治療する
- 11. 職場への送迎車の手配及び出張
 - (a) 職場への送迎車の手配



- (1) 自らの手配
- (2) 雇用主の手配
- (3) 交通費の手配

(b) 出張

- (1) 海外の費用(雇用主/自ら)で負担する
- (2) 交通費(雇用主/自ら)で負担する

12. 労働者が必ず守らなければならない規則

- (a) 工場、企業、官庁、会社の事業性、職業類により労働者が守る規則、規定などを、 雇用主が労働者管理局の調整で、必要に応じて公布しなければならない。
- (b) 国外からミャンマー国に勤務する外国人労働者及び、これらの家族はミャンマー国 の法律を尊敬し守らなければならない。ミャンマー国の内政について干渉すること はできない。
- (c) 職場で継続して勤務しない場合、雇用主が指定する場所から、(7) 日間以内に離れなければならない。

13. 契約の停止

下記の条件で契約を停止できる。

雇用主

- (1) 労働者の契約期間の終了
- (2) 企業の解散
- (3) 予測不可能な事情による事業の停止

労働者

- (1) 規則の不遵守
- (2) 労働者の死亡
- (3) 労働者が犯罪を犯し刑罰に処せられた場合

14. 義務



(a) 雇用主及び労働者の間に紛争事件が生じた場合、1929 年貿易紛争法により、解決しなければならない。

(b) 雇用主の義務

- (1) 雇用主が契約違反をする(又は)義務を怠ることが生じた場合、労働者に補償金を支払わなければならない。
- (2) 労働者が犯罪を犯していないにもかかわらず解雇する場合、補償金を与えなければならない。
- (3) 職場における傷害による身体損害/死亡が生じた場合、適切な補償金を与えなければならない。
- (4) 賃金を月末の日から翌月の(5)日までに、遅滞なく支払わなければならない。この日が毎週の休日(又は)祝日にあたる場合、この日の前日に支払わなければならない。給与の増加を事業の利益に基づいて、雇用主及び労働者は調停して行うこと。

(c) 労働者の義務

- (1) 労働者は契約に記載する義務及び規則を犯した場合、解雇される。
- (2) 労働者は、破壊した物の価格を賠償しなければならない。また、解雇される。
- (3) 労働者が、破壊につき過失(及び)義務の懈怠がある場合、物の価格を賠償しなければならない。また、解雇される。
- 15. 雇用に関する同意契約を雇用主及び労働者が同意で解除する

雇用主側又は労働者側から、雇用に関する同意契約を、何らかの原因で継続しない場合、希望がある側から、1 か月前に書面で調停しなければならない。

16. 他の事項

自然災害及びやむをえない危険と遭遇した場合、雇用主は労働者のために必要な 手配をしなければならない。

17. 契約の条件の制定、改正、追加すること

雇用主は、規則条件のいかなる部分でも、制定、改正、追加を希望する場合、労



働者と相談して同意を得た後、各労働者に署名させて、労働者管理局の調整で行うこと。

18.	雑則
10.	末出 只川

契約に記述していない他の事項は、現行法に従わなければならない。

労働者の署名	管理人/雇用主の署名
(又は)	
左親指の拇印	
氏名	氏名
父親の氏名	地位
生年月日	事業/官庁
学歴	
住所	位置
	契約を結ぶ日付



我々の面前で

委員 会長 秘書

【仮訳】 キャストコンサルティング (ミャンマー) 有限会社,

(担当) Shwe Witt Yee, Thu Zar Mon